

土木工事共通仕様書

関係基準

工事現場における
保安施設の設置基準

2025年 7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第1節	目的	1
第2節	その他の適用基準	1
第3節	標識・標示の様式及び設置の基準	1
第4節	防護柵の構造及び設置の基準	6
第5節	登り桟橋の設置基準	7
第6節	つり足場の設置基準	7
第7節	落下物防止設備	8
第8節	電気設備防護基準	9
第9節	高速道路上の保安施設	10
9.1	適用範囲	10
9.2	一 般	11
9.3	工事現場責任者	12
9.4	交通誘導警備員	14
9.5	保安施設の設置・撤去	16
9.6	標 識 車	16
9.7	規制器材	17

工事現場における保安施設の設置基準

第1節 目的

この基準は、阪神高速道路株式会社の実施する工事（以下「工事」という。）の施工に当たって、工事現場付近における道路交通の円滑及び公衆の安全並びに作業場内の安全を確保するための保安施設、標識、看板（指定仮設工をいい、交通規制の都度設置し、及び撤去するものを除く。）等の設置の基準について定める。

第2節 その他の適用基準

- 2.1 この基準に定めのない道路標識、工事標示等については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令）」並びに各々の道路管理者の定める「工事現場における保安施設等の設置基準」の規定によるものとする。
- 2.2 この基準に定めのない防護柵、足場その他作業場の安全に関するものについては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「労働安全衛生規則（厚生労働省令）」によるものとする。

第3節 標識・標示の様式及び設置の基準

- 3.1 作業場外に対する標識・標示の様式及び設置の基準は、次のとおりとする。
- (1) 工事を施工するときは、工事標示板を工区の両端に設置するものとする。
なお、表示板の設置に当たっては、図-3.3.1、図-3.3.2 を参考にするものとする。
- (2) 交通量の特に多い道路上で作業するときは、工事中であることを示す標示板を当該箇所に設置する。ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路等の高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。
なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.3 を参考にするものとする。
- (3) 公衆に対する工事の標示は次に掲げる箇所に設置することが望ましい。
なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.4 を参考にするものとする。
- ① 工区の両端……………各 1 枚[参考：図-3.3.4(A)]
 - ② 既設道路横断箇所……………2 枚
 - ③ 作業場出入口……………1 枚[参考：図-3.3.4(B)]

- ④ その他必要と思われるところ……各1枚
- (4) 標識板は、一般交通の見通しを妨げない位置に設置し、風等で倒れることがないように十分堅固に設置しなければならない。

3.2 作業場内での標示板設置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業中標示板は、それぞれの作業を実施する箇所に設置する。なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.5、図-3.3.6を参考にするものとする。
- (2) 注意標識は、作業場内の必要と思われる箇所に設置する。なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.7を参考にするものとする。
- (3) 危険標識は、作業場内の必要と思われる箇所に設置する。なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.8を参考にするものとする。
- (4) 立入り禁止標識は、4-(1)の作業場出入口に表示するほか、
 - ① 発破作業現場、② 高所作業に伴い落下物のあるところ、
 - ③ 杭打ち作業中の現場等及び作業場内の必要と思われる箇所に設置する。
 なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.9を参考にするものとする。
- (5) 取り扱い責任者の標示は、次に掲げる箇所に設置する。なお、標示板の設置に当たっては、図-3.3.10を参考にするものとする。

① 揚貨設備運転者	② 原動機運転者
③ 各種機械運転者	④ スイッチボックス取扱者
- (6) 次に掲げるものについては、最大積載荷重標識を設置しなければならない。なお、各種足場や桟橋等においては、原則として単位面積や単位スパン当たりの最大積載荷重値を記入しなければならない。また、標示板の設置に当たっては、図-3.3.11を参考にするものとする。

① 各種足場	② 各種クレーン	③ リフト
④ 桟橋	⑤ その他	

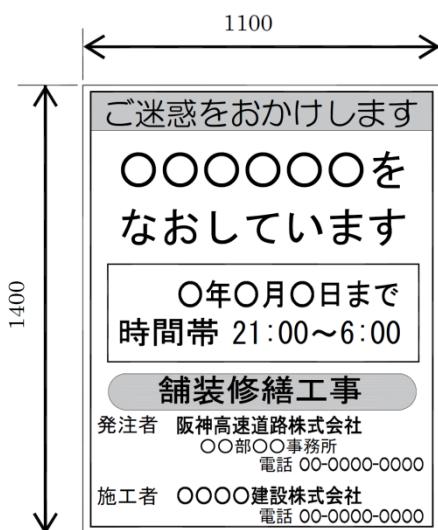
出入口の注意標識、材料置場の注意標識、その他作業の心得等必要と思われる標識を設置しなければならない。

3.3 作業場外での標識、看板等（指定仮設工をいい、交通規制の都度設置し、及び撤去するものを除く。）の標示板設置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該標識、看板等は、一旦設置すると比較的長期に設置した状態となるため、設置必要箇所における位置及び構造は、各種条件等について留意の上、必要な検討を行い、決定すること。
- (2) 当該標識、看板等は、一般交通の見通しを妨げない位置に設置し、風や交通振動等により、傾斜や転倒のないよう十分堅固に設置しなければなら

ない。

- (3) 設置後は、取り付け状況のわかる写真を添付した報告書を監督員に確認を得た上で速やかに提出しなければならない。



記載要領

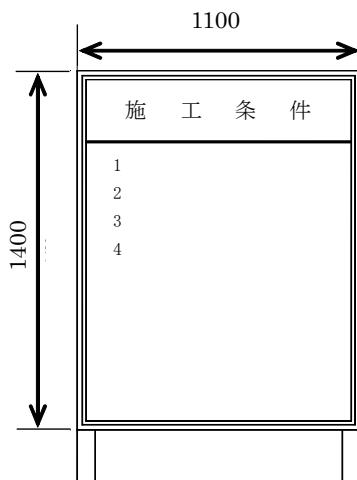
- 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。
- 縁の余白は2cm、縁線の太さは1.5cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- 組立て用外わく材は軽量形鋼とする。

(注) 材質鉄板 0.4mm以上表裏共白色メラン焼付とする。ファイロンプラスチック板でもよい。

軽量形鋼

$1.6 \times 50 \times 50$ mm

図-3.3.1 工事標示板（その1）



(注) 記載する条件は次のとおりとする。

- 作業時間に関するもの
- 工区の延長に関するもの
- 道路の有効幅員に関するもの
- 路面覆工埋めもどし防護工に関するもの
- 保安要員に関するもの等のほか、特に所轄警察署長から指定されたもの

図-3.3.2 工事標示板（その2）（昼夜間作業標示板）

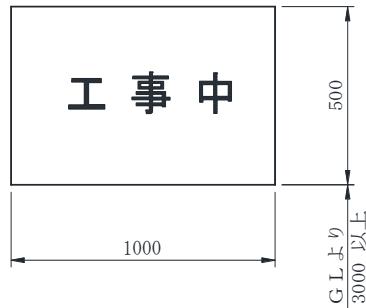


図-3.3.3 工事中標示板

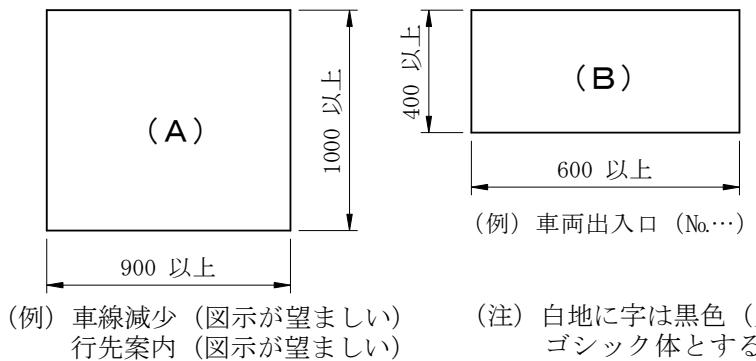
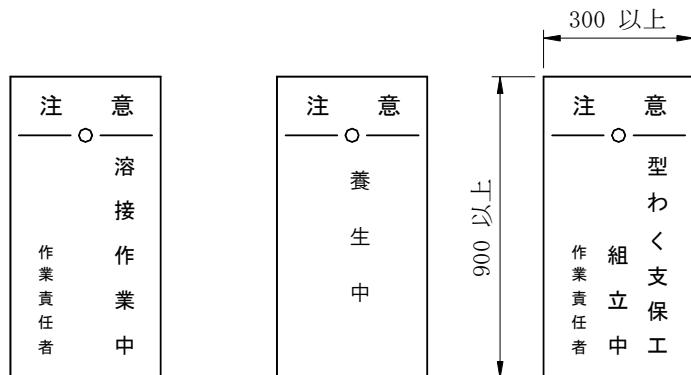
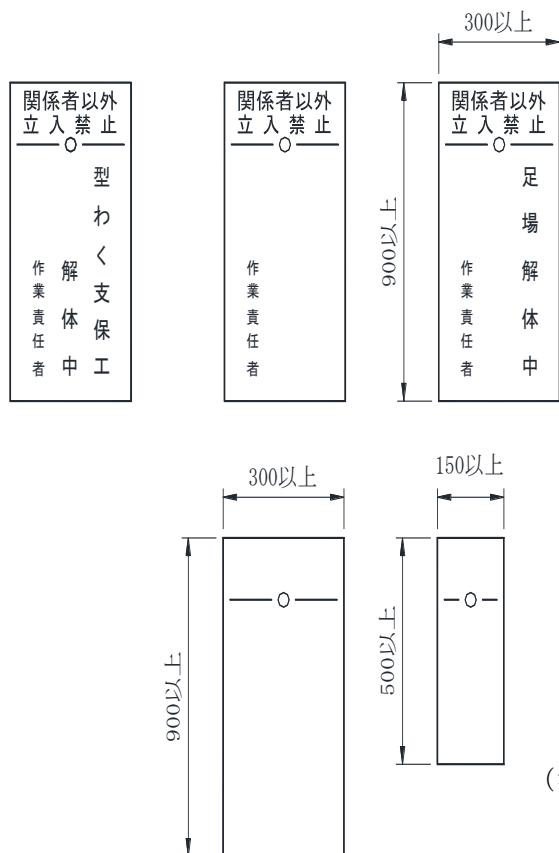


図-3.3.4 工事標示板（公衆に対するもの）



(a) 作業中表示板

図-3.3.5 作業中標示板



(注) 黄色地に黒及び
赤字でゴシック
体とする

(b) 禁止標識

図-3.3.6 作業中標示板

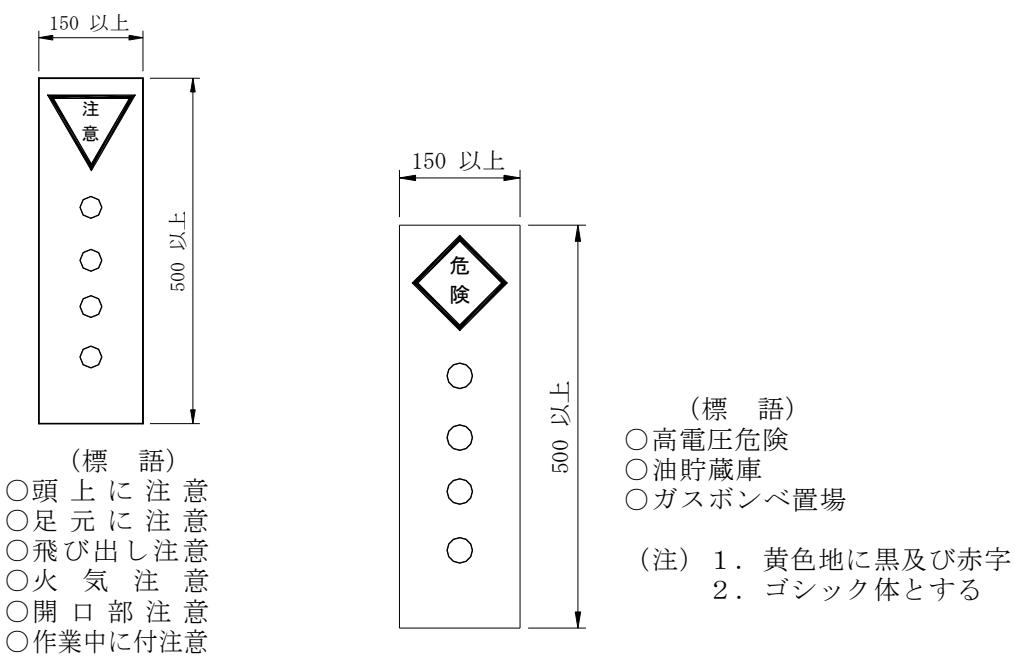
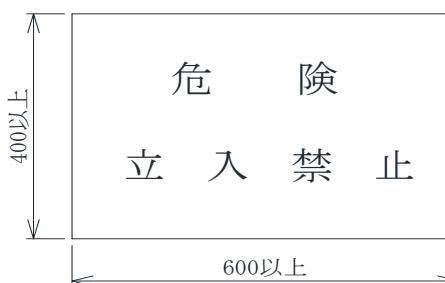


図-3.3.7 注意標識

図-3.3.8 危険標識



(注) 1. 白地に黒字
2. ゴシック体とする

図-3.3.9 立入り禁止標識

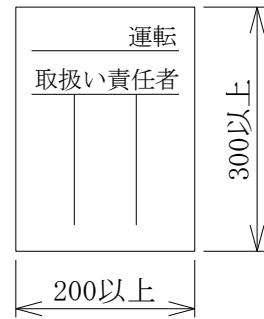


図-3.3.10 取り扱い責任者の標示



(注) 1. 単位は、判別しやすい表現を用いる
 　・ 1 m²当たり
 　・ 1 スパン当たり 等
 2. 最大積載荷重のほかに、目安となる資機材の
 　荷重も記載することが望ましい。
 　・ 作業員○○人まで
 　・ 鋼製足場板○○枚まで 等

図-3.3.11 最大積載荷重標識

第4節 防護柵の構造及び設置の基準

工事中の防護柵の構造様式は、固定式及び移動式とする。

- (1) 固定式防護柵は、道路上の内外を問わず長期にわたって施工する現場に設置する。構造様式は、金網、板べい、波形鋼板とし、設計図書に示す場合はこれによるものとする。また、作業場の出入口には引戸式の扉を設ける。

- (2) 移動式防護柵は、一時的な作業箇所及び短期間の施工箇所に設置するものとする。

第5節 登り桟橋の設置基準

登り桟橋は次に掲げる事項を遵守して、当該箇所に設置する。

- (1) わく組みはビティ足場とすること。
- (2) 階段には路面より高さ 85 cm 以上の箇所に単管等による丈夫な手すりを取り付けること。
- (3) 高さが 8 m 以上の登り階段には 7 m 以内ごとに踊り場を設けること。
- (4) 脚部の支持力は、載荷重に対して、十分な構造とすること。
- (5) 勾配は 30° 未満とし、階段は蹴上 22 cm、路面 25~30 cm を標準とし、等間隔に設けること。
- (6) 壁つなぎ及びワイヤロープによる大回しをとり、設備全体の安定を図ること。
- (7) 登り桟橋の設置に当たっては、手すり先行工法により組み立てること。

第6節 つり足場の設置基準

つり足場は、次に掲げる事項を遵守して当該箇所に設置する。

- (1) 材料は、JIS A 8951（鋼管足場）材の使用を原則とする。
- (2) 骨組は、桁方向の支間 1.8m 以下、はり間方向の支間 1.5m 以下とする。
- (3) 鋼管の強度は、各支点間の単純ばかりとして計算し、最大曲げモーメントの値以上とする。

$$M \leq Z \times f_b$$

ここに、Z : 鋼管の断面係数

f_b : 鋼管の許容曲げ応力（労働安全衛生規則による）

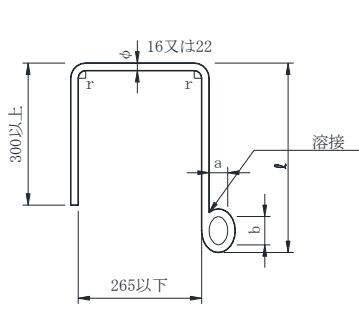
- (4) つり線の安全係数は、鉄線ワイヤは 10 以上、チェーン及び鋼帶は 5 以上とする。
- (5) 交通量の激しい道路上の足場つり材は、チェーン又はワイヤを使用しなければならない。
- (6) 主たる荷重を受け持つ骨組の継手は、クランプを使用し、管の方向に継ぐ場合は、管を 50 cm 以上重ね 2 箇所以上つなぐこと。
- (7) 作業床は、全面に敷き骨組に固定するものとする。
- (8) 最大積載重量を明示すること。
- (9) つり足場には、落下物防止設備を設けなければならない。
- (10) 足場つり用チンの標準仕様

足場つり用チンは、構造的には自由端の変形抵抗力が予想外に小さく、またばらつきも多いため、原則としてその使用を避けるものとする。

やむをえず使用する場合、次の事項を満足するものとする。

① 材質 SR235 又は SD295A 以上

② 形状



$$\text{曲げ半径} (r) = 1 \phi$$

曲げ加工は過熱せずに行わねばならない。

l, a, b の標準長

$$l = 400 \sim 600$$

$$a = 40 \sim 60$$

$$b = 60 \sim 90$$

ただし、a、b は内側寸法を示す。

③ 径及び本数

単位 : mm

ϕ : 直径

使 用 状 態	径・本数
しゃ音板と高欄天端との隙間に挿入する場合	$\phi 16 \times 2$ 本
上記以外の場合	$\phi 22$ 以上 $\times 1$ 本

④ 現場で実際に使用されている材料を抜取方式により形状、寸法及びミルシート又は引張強度試験により確認しなければならない。

⑤ 足場つり用チンが標準仕様を満足する場合であっても、仮設材を落下防止又はつり足場の上に集中的に積載してはならない。

第 7 節 落下物防止設備

既設道路及び作業場において、桁架設、床版、塗装工事等、上空作業を行う場合には、次に掲げる落下物防止設備を設けなければならない。

(1) 落下物防止設備は、図-3.7.1 を参考に次の 3 種類に分けて、それぞれ設置するものとする。

なお、火災を誘発する要因の有無により、次のとおり防炎措置を行うものとする。

Ⅰ) 火災を誘発する要因のない箇所に設置する落下防止設備

型式	作業場所区分	防護設備区分
A型	人・車の立入らない場所	骨組みの下に安全ネットを張り、通路用の足場板を敷く。
C ₁ 型	道路に係る場所 (底面、下面側)	骨組みの下、及び外側に安全ネットを張り、足場板・合板を敷き、内面に防水シートを張る。
C ₂ 型	道路に係る場所 (上側面)	骨組みの外側に安全ネットを張り、内面に防水シートを張る。

Ⅱ) 火災を誘発する要因のある箇所に設置する落下防止設備

型式	作業場所区分	防護設備区分
A型	人・車の立入らない場所	骨組みの下に安全ネットを張り、通路用の足場板を敷き、内面に防炎シートを張る。
C ₁ 型	道路に係る場所 (底面、下面側)	骨組みの下、及び外側に安全ネットを張り、足場板・合板を敷き、内面に防炎シートを張る。
C ₂ 型	道路に係る場所 (上側面)	骨組みの外側に安全ネットを張り、内面に防炎シートを張る。

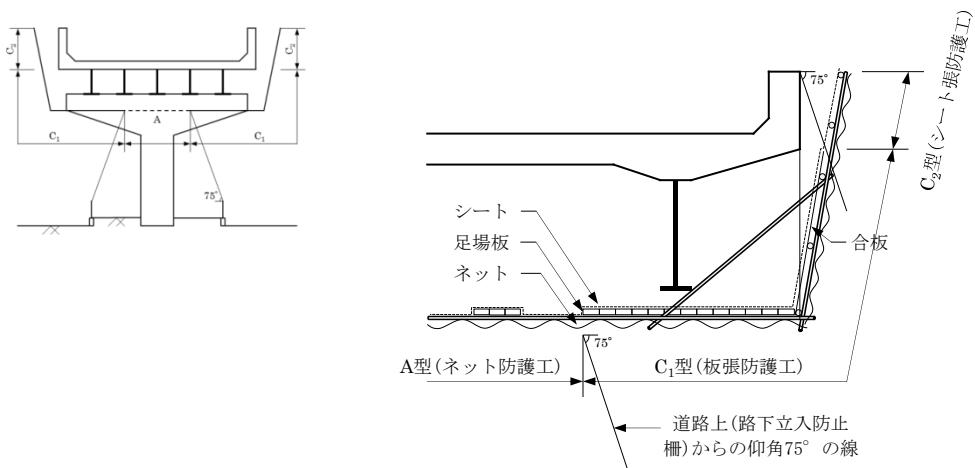


図-3.7.1 落下物防止設備（参考）

- (2) 骨組は JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）を用いて井桁を組み、継手はクランプを使用し、管方向は必ず 50 cm 以上重ね 2 箇所以上で継ぐこと。
- (3) 鋼管及びつり線等については、労働安全衛生規則によること。

第 8 節 電気設備防護基準

電気設備には、次に掲げる防護を行うものとする。

(1) 分電盤

- ① スイッチボックスは堅固な鉄製とし、必ずアースをとること。
- ② 各スイッチに回路名を表示すること。
- ③ スイッチボックスには必ず扉をつけて施錠設備をすること。

- ④ 扉には危険表示及び取り扱い責任者名を記入すること。
- ⑤ 道路に面したスイッチボックスの設置高さは、地上1.8m以上の高さとすること。

(2) 電動機

- ① 電動機には必ずアースを取り付けること。

(3) 配線

- ① 配線は必ず被覆線を用いハンガーに懸けて、1.8m以上の高さに敷設すること。
- ② 露出部は必ず被覆すること。
- ③ キャプタイヤケーブルで配線するときも架線式とすること。
- ④ 可搬式電動工具に付属する電線は、キャプタイヤケーブルを使用すること。この場合においては、地上配線を認めるが適当な防護を施すこと。

(4) 照明

- ① 電球には必ずガードを取り付けること。

第9節 高速道路上の保安施設

9.1 適用範囲

供用中の阪神高速道路上において実施する保安規制作業については「大阪管理部 保安施設マニュアル」又は「神戸管理部 保安施設マニュアル」(以下「マニュアル」という。)など、設計図書の定めによるものとする。

【解説】

道路上において作業を行う場合は、「道路法」「道路交通法」「建設工事公衆災害防止対策要綱」等、各種法令により、道路上の安全に関する規程が定められている。

供用中の阪神高速道路上において規制作業を実施する場合は、各種法令等を遵守するほか、本要領に基づき実施しなければならない。

なお、一般街路上において保安規制作業を実施する場合については、各交通管理者等との協議によること。

高速道路上における保安施設の設置については、交通管理者との協議により決められるものであるが、マニュアルは、阪神高速道路上で作業を行う場合の一般的な事項を定めたものであり、特殊区間等における保安規制については別途協議すること。

なお、実施に当たっては、作業時間帯、規制箇所の現場条件・状況（線形・

構造・交通量等) 及び作業内容等を総合的に検討して、適切な保安規制を行うことが必要である。

9.2 一般

阪神高速道路上で作業を行う場合は、マニュアルに基づき保安規制を実施するとともに、土木工事共通仕様書、道路工事等協議書に記載されている事項を遵守しなければならない。

【解説】

高速道路上で保安施設を設置する場合は、次の事項に注意して行なわなければならない。

- (1) 保安施設の計画を行う場合は、事前に作業箇所の調査を行い、道路の線形・構造・付属施設等及び交通の状況を把握し、予告標識・警戒標識の設置場所や標識車の停車位置、カラーコーンの設置延長等を決定するものとする。
 - (2) 高速道路上においては、各種補修工事等が実施されているので、工事の調整を十分に行ない、交通渋滞が起こらないよう努力すること。
 - (3) 工事を行う場合は、工事開始の前日までに高速道路交通警察隊長に「作業予定表」を提出する。ただし、緊急工事の場合は電話連絡する。
 - (4) 作業予定表を提出後に作業内容の変更、又は中止する場合には、その理由等について、速やかに高速隊・監督員及び交通指令台に連絡すること。
 - (5) 保安施設の設置作業を開始するとき、及び撤去作業の終了時は、最寄りの非常電話等により、交通指令台に速やかに連絡すること。
 - (6) 作業は、必ず保安施設内で行うものとし、規制器材の点検等で保安施設外に出る場合は、通行車両に対し危険を回避する措置をとらなければならない。また、標識車の後方にはいかなる場合でも作業車等は停車してはならない。
 - (7) 保安施設内の駐車車両は、必要最小限とし、不必要的車両は駐車させてはならない。なお、駐車させる場合には、工事用車両である旨の明示幕(図-3.9.1)を提示させること。
- ただし、下記条件のいずれも満たす工事用車両については、明示幕の提示を省略することができる。
- a) 道路交通法施行規則第6条の2に定める「道路維持作業用自動車の塗色」又はこれに準ずる塗色により、維持管理等を行う車両であ

- ることが明らかな車両
- b) 阪神高速道路の道路維持作業用自動車である旨が、車体に明示されている等、明示幕に代わる表示がされている車両
- (8) 作業員及び交通誘導警備員の現場への配置は必ず車両を使用すること。
- (9) 交通管理者及び監督員から規制の解除、又は変更を命じられた場合は、その指示に従うこと。

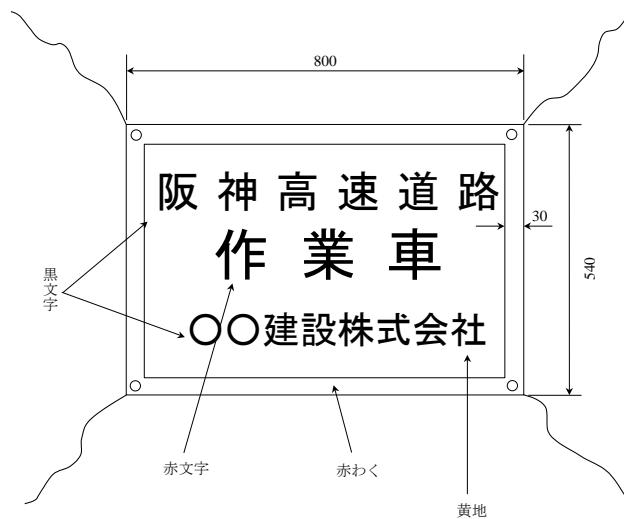


図-3.9.1 工事用車両の明示幕（参考）

9.3 工事現場責任者

受注者は、高速道路上で保安規制を伴う工事・作業を行う場合は、当該作業の保安規制に係る事項について統括する責任者（以下「工事現場責任者」という。）を定め配置しなければならない。

工事現場責任者は、保安規制の計画・実施及び交通誘導警備員・作業員の安全教育・指導の任に当たるものとする。

【解説】

工事現場責任者は、阪神高速道路上における十分な作業経験を有し、当該作業内容に精通する者で、当社の認定を受けた者を定め配置しなければならない。同一日時に複数の保安規制を実施する場合は、その箇所ごとに配置すること。なお、作業の状況等に応じて、複数名を工事現場責任者として定めておくことが望ましい。

工事現場責任者は、保安規制についての統括責任者として、作業の実施時に

は立ち会うこと。また、工事現場責任者であることを示す腕章等をつけること。
保安規制の実施に当たっては、次の事項について措置しなければならない。

9.3.1 保安規制の計画

工事現場責任者は、保安規制を計画する際には、作業内容を熟知の上 9.2「一般」に記載されている事項を遵守し、立案すること。

9.3.2 着手前の点検等

- (1) 交通管理者（高速隊）から交付された道路工事等協議書又は作業連絡書の写しは、工事現場責任者が常に携帯し、現場で提示の請求があった場合は、これに応じること。
- (2) 標識車、規制器材等の汚損、作動状況の点検、整備及び規制器材の数量、燃料等が予備を含めて保安規制計画に適合するか否かの確認を行うこと。
- (3) 交通誘導警備員（ガードマン）、作業員に対し、当日の作業予定、現場の道路状況、保安施設の設置位置、設置撤去方法、作業時の注意事項及び緊急時の対処方法等について作業開始前に周知徹底させること。

9.3.3 現場における措置

- (1) 工事現場責任者は警察等への作業連絡書又は協議書の写しを携帯しなければならない。
- (2) 保安規制の作業開始時及び終了時における交通誘導警備員への連絡、及び現場において発生した緊急事態等の連絡を行うこと。
- (3) 当初計画した保安規制が、現場の状況等から通行車両の安全運転に支障をきたすと思われる場合は、現場において臨機の処置すること。
- (4) 工事現場責任者は、常に保安施設を巡視し、設置状況、規制器材の点灯及び作動の状況等を点検し、不備なものに対する作業の指示を行うこと。
- (5) 工事現場責任者は、作業開始後、作業内容及び作業時間帯等に変更が生ずる場合は、速やかに監督員及び高速隊と協議すること。

9.3.4 緊急時の措置

工事現場責任者は、工事に起因する交通事故又は作業事故を認知したときは、負傷者の救護等、応急措置をした後、直ちに交通指令台及び高速隊へ連絡すること。

9.3.5 安全指導

毎日の作業開始前に、当日の作業に対する安全指導を行うこと。また、新規に雇用した作業員及び交通誘導警備員を、高速道路上の作業に就かせる前に、下記事項について指導すること。

- (1) 服装は、安全帽を着装の上、反射性の安全チョッキ等を着用させること。
- (2) 緊急時等、やむをえない場合を除き、保安施設外で作業を行なわせてはならない。
- (3) 交通誘導警備員の任務の確認。
- (4) 緊急時の避難方法及び連絡方法。
- (5) 保安施設内では、出来る限り通行車両に対面して作業や交通の監視等を行うこと。
- (6) その他安全に関する注意事項。

9.4 交通誘導警備員

高速道路上で保安規制を実施する場合は、作業の安全確保及び通行車両の監視のため、交通誘導警備員（ガードマン）を配置し、その任にあたらせるものとする。

【解説】

保安規制を実施する場合は、必ず交通誘導警備員を配置し、下記の事項について行なわせるものとする。

9.4.1 交通誘導警備員の資格等

- (1) 交通誘導警備員は、当該作業の内容に精通し、かつ高速道路上の作業の経験を有するものでなければならない。

また、警備業法の規程に基づき、一作業現場に交通誘導業務に関わる一級又は二級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

さらに、交通誘導業務を適正に実施させるために同法の規程に基づき、交通誘導警備員は適宜必要な教育を受けなければ勤務に従事してはならない。特に、新規に雇用した場合は、工事現場責任者が安全指導を実施してからでなければ、勤務に就かせてはならない。

- (2) 交通誘導警備員は、身体健全な者でなければならない。

また、日常の健康管理には十分留意し、身体に異常がある場合は、勤務に就いてはならない。

- (3) 服装は、反射性の安全チョッキ等を着用し、安全帽を確実に装着とともに、昼間は赤色小旗、夜間は棒型赤色懐中電灯（筒長 50 cm程度）を携帯するほか、万一に備えて警笛及び発炎筒等を必ず携帯する。

9.4.2 交通誘導警備員の任務等

- (1) 交通誘導警備員は、作業員の安全確保及び通行車両の監視・誘導、保安施設の設置撤去、標識車等の運転にあたることを任務とする。また、任務中はいかなる場合も工事作業に従事してはならない。
- (2) 交通誘導警備員は、現場に就く前に工事現場責任者から、当日の作業概要、及び保安施設の設置要領並びに注意事項等について指導を受け、その内容を理解しなければならない。
- (3) 交通誘導警備員は、保安施設の設置から撤去まで現場を離れてはならない。やむをえず現場を離れる場合は、あらかじめ定めておく交替要員を配置するなどの措置をとらなければならない。
- (4) 交通誘導警備員は、通行車両及び作業場所が見やすい、かつ危険の少ない場所で、通行車両に対面して交通の監視等に当たるものとする。また、工事区間が長く、保安施設の途中から作業車等が出入りする場合は、当該出入口にも別途交通誘導警備員を配置するものとする。
- (5) 交通誘導警備員は、保安規制が計画どおり実施されるよう、規制器材の配置及び転倒・不点灯等について点検を行わなければならない。
点検の結果、異常があった場合、その復旧は、軽微な作業を除き、交通誘導警備員による通行車両の監視の下、別の作業員に行なわせるものとする。
- (6) 交通誘導警備員は、通行車両に対し不断の注意を払い、交通の状況を把握するとともに、万一危険が予知された場合は、通行車両及び作業員に対し直ちに警笛等により作業員に適切な指示及び警告をするなど、機敏な判断をもって対処しなければならない。
- (7) 保安施設内で通行車両等により事故が発生した場合は、速やかに工事現場責任者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- (8) 保安施設の設置・撤去時及び工事中は、車両の誘導警戒、作業員の防護警戒、車両誘導警戒並びにカラーコーン等の設置状況の点検にあたること。

9.5 保安施設の設置・撤去

保安施設の設置及び撤去作業は、マニュアルによるものとする。

【解説】

本線上における保安規制等は、マニュアルの手順に基づき実施しなければならない。

9.6 標識車

標識車は、通行車両に対し車線規制を行っていることを認識させるとともに、万一通行車両が保安規制内に進入した場合に作業員を防護するためのものである。

【解説】

標識車は、通行車両に対し視認性の高いものとし、万一追突された場合に衝撃を緩和し、運転手及び車両への被害を最小限にとどめるため、標識車の後部に衝撃吸収装置（クッションドラム等）を搭載した標識車を標準とする。

9.6.1 標識車の仕様は次によるものとする。 (図-3.9.2)

- (1) 標識車後部にはクッションドラム等を搭載すること。
- (2) 標識板は、内照式とする。
- (3) 回転灯は黄色とし、その視認距離は、200m以上とする。

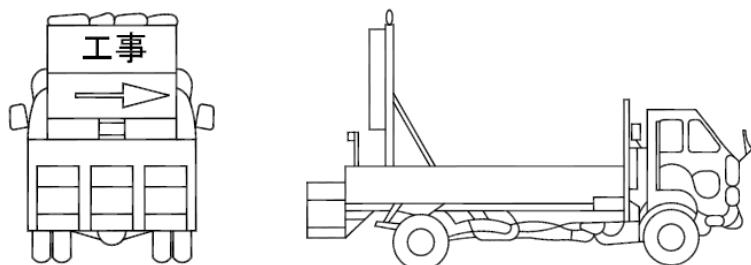


図-3.9.2 標識車参考図

9.6.2 標識車は、その使用に際しては次の事項に留意しなければならない。

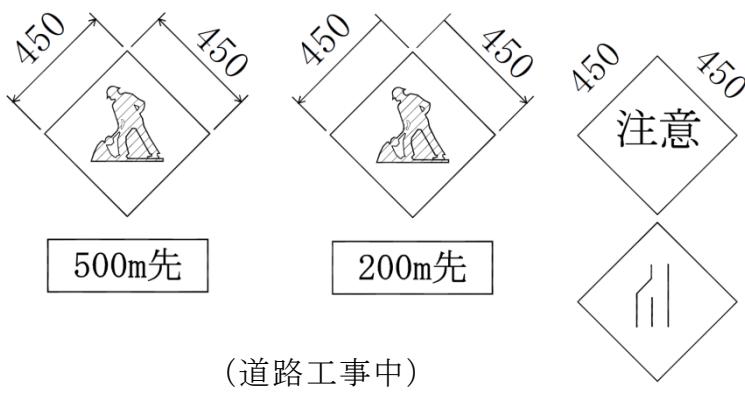
- (1) 標識車は、万一の場合には進入車両を阻止し、作業員等の防護役を果たすものであるので、その荷台には作業員はもちろん、工事用資材等（標識車搭載の内照式標識板用発電機を除く）を載せてはならない。
- (2) 標識車を停車させる場合は、車止めの効果を確実にするため、片側のみ車両通行帯がある場合（J規制を除く）はサイドブレーキをかけるとともに、前輪のタイヤは車両通行帯と反対側に向けてさえ切りし、後輪（車両通行帯と反対側の車輪）については車止めを設置すること。
- (3) 標識車停車時、両側に車両通行帯がある場合（J規制を除く）はサイドブレーキをかけるとともに前・後輪とも車線と平行に停止し、後輪については車止め（両輪）を設置すること。
- (4) J規制時はサイドブレーキをかけるとともに前輪のタイヤについては車両通行帯と反対側に向けてさえ切りすること。両側に車両通行帯がある場合はサイドブレーキをかけるとともに前・後輪とも車線と平行に停止すること。

9.7 規制器材

保安施設に使用する規制器材については、交通管理者との協議により決められるものであるが、阪神高速上で使用する規制器材の配置はマニュアルに基づくものとする。なお、標識板等については以下を参考とすること。

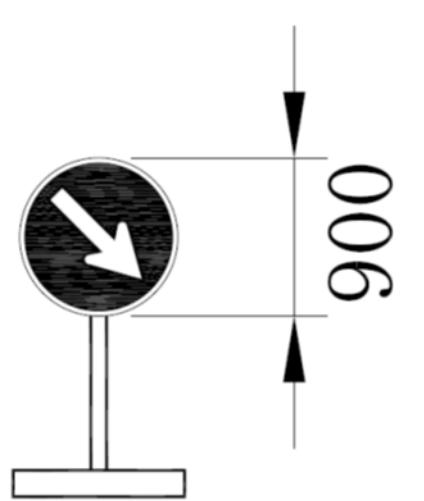
(1) 警戒標識

標識は全て全面高輝度反射シート（又は同等以上）とする。



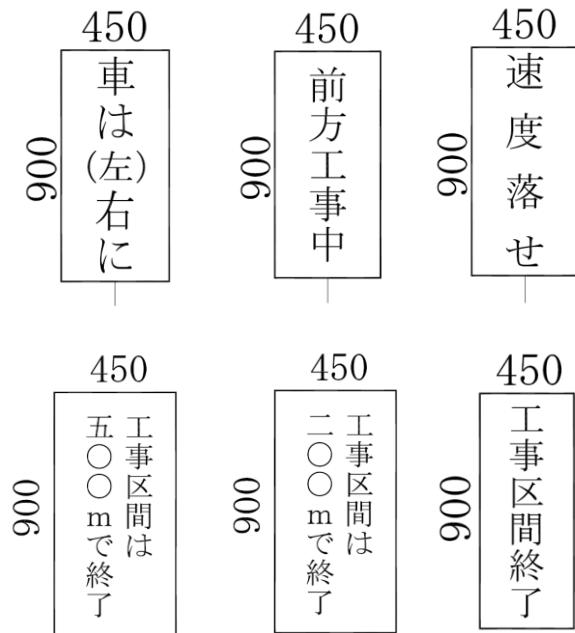
(2) 規制標識

標識は全て全面高輝度反射シート（又は同等以上）とする。

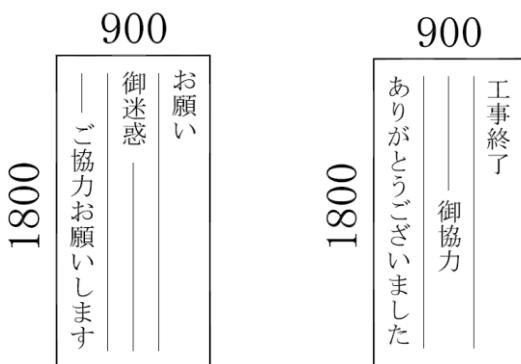


（指定方向外進行禁止）

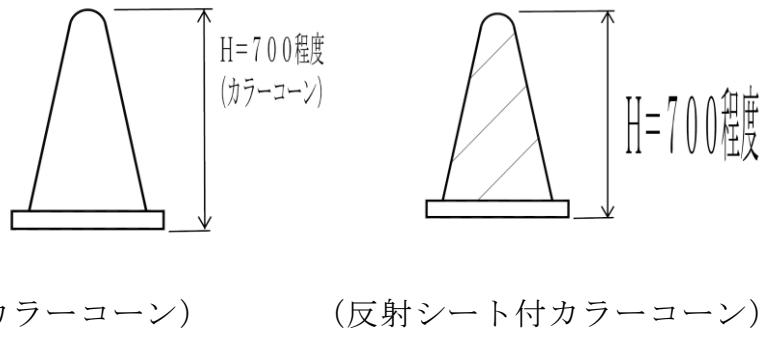
(3) 予告看板



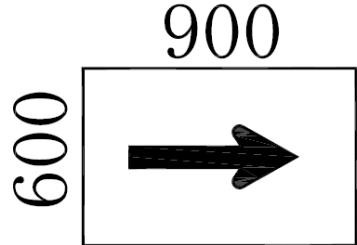
(4) 広告看板



(5) カラーコーン



(6) 矢印板



(矢印板)

